

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

日本語学習サポーター実施要領

1. 目的

多文化共生社会の実現に向けて、日本語学習を必要とする県内在住外国人「以下、「受講希望者」という。」を対象に、その機会を提供する日本語教室において学習を支援するサポーターの活動及び登録に関して必要な事項を定める。

2. サポーターの活動内容

サポーターの活動内容は、次の2通りとする。

- (1)日本語講師の補助(対面)
- (2)個別クラスにおける学習支援(ZOOM)

3. 上記(1)及び(2)の詳細

	(1)日本語講師の補助	(2)個別クラスにおける学習支援
活動内容	対面授業における日本語講師の補助	ZOOM個別クラスにおける学習支援
活動場所	当財団3階教室	ZOOM(ご自宅)
活動日時	金曜日の19時～21時(月3回程度実施／希望によるシフト制)	平日7時～19時の間で、受講希望者が希望する日時にマッチング(1回40分が上限)
資格有無	不要	必要 パソコン及びインターネット環境を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①日本語教師養成講座420時間コース修了者 ②日本語教育能力検定合格者 ③日本語教育分野における学位取得者
保険加入	有(財団負担)	無
その他①	交通費相当額として自宅～財団間の往復距離1kmあたり20円を支給(1km未満切捨て)	通信費相当額として1回につきQUOカード500円分を支給
その他②	初回見学必要	登録に際し、OIHFと15分程度の面接必要
その他③		2ページ目の7に記載

4. 申込方法

申込みは、OIHFホームページ内のオンラインフォームから行う。なお、上記(1)と(2)の両方への申込みも可能。

5. 注意点

- (1) 受講希望者と連絡先を交換しない。
- (2) OIHFを介さずに学習支援を引き受けない。OIHFは責任を一切負わない。
- (3) 予定されている学習時間以上の学習支援を行わない。
- (4) 学習希望者から依頼があった学習支援以外のことを行わない(例：相談対応)。
- (5) 学習支援を通して知り得た個人情報や秘密を他に漏らしてはならない。なお、登録抹消後も同様とする。

6. 登録の抹消

次のときには、サポーターの登録を抹消する。

- (1) 本人からの申し出があったとき
- (2) 連絡が取れなくなったとき
- (3) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき

7. 個別クラスにおける学習支援の流れについて

- (1) 受講希望者が、希望日の10日前までに、OIHFホームページ内のオンラインフォームから希望する学習内容を添えてして申し込む。
- (2) OIHFは、対応可能なサポーターを照会し、マッチングする。なお、サポーター選定の過程は非公開とする。
- (3) マッチング後、サポーターは、ZOOMで学習できるよう、ZOOMのURLを取得し、OIHFへ通知する。OIHFから学習希望者にZOOMのURLを通知する。
- (4) 当日、サポーターがZOOMのホストとなり、クラスを実施する。
- (5) サポーターは、実施後1週間以内に、OIHFホームページ内にあるオンラインレポートをOIHFへ提出する。

8. その他

台風等の場合は、休講とする。